

ETC マイレージサービス利用規約（新旧対照表）

旧 (H26. 4. 1)	新 (H27. 3. 3)	備考
<p>(定義)</p> <p>第3条 一～七 略</p> <p>八 パスワード マイレージ登録完了時にマイレージ登録者に発行される番号 (ただし、当該マイレージ登録者が第8条第4項に基づき変更した場合は、変更後の番号) で、この規約で定める手続において本人確認のために使用する番号をいいます。</p> <p>九～十一 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 一～七 略</p> <p>八 パスワード マイレージ登録完了時にマイレージ登録者に発行される番号 (ただし、当該マイレージ登録者が第8条第4項に基づき変更した場合または五会社が第8条第7項に基づき変更した場合は、変更後の番号) でこの規約で定める手続きにおいて本人確認のために使用する番号をいいます。</p> <p>九～十一 略</p>	
<p>(マイレージ登録の拒絶等)</p> <p>第7条 一～四 略</p> <p>五 マイレージ登録申込者が、別納割引において、ETC 別納カード利用約款第30条第1項第2号から第9号まで若しくは第11号から第13号まで又は平成16年3月31日に有効期間が満了する別納利用の同年4月1日以降の暫定的な取扱いに係る ETC 別納カード利用約款第28条第1項第2号から第9号まで若しくは第11号から第15号までの規定により ETC 別納カードの利用の承諾を取り消された者である場合において、当該承諾を取り消された日から3年を経過しないとき</p> <p>六 マイレージ登録申込者が法人である場合において、当該法人が ETC マイレージサービスをその営利事業として営もうとしていると認められるとき</p> <p>七 その他五会社が不適当と認めるとき</p> <p>2 マイレージ登録の申込みが前項第3号から第7号までに該当する事実がマイレージ登録後に判明した場合、五会社は、マイレージ登録者に通知することなく当該マイレージ登録を抹消します。この場合において、ポイント及び還元額も消滅します。</p>	<p>(マイレージ登録の拒絶等)</p> <p>第7条 一～四 略</p> <p>五 削除</p> <p>五 略</p> <p>六 略</p> <p>2 マイレージ登録の申込みが前項第3号から第6号までに該当する事実がマイレージ登録後に判明した場合、五会社は、マイレージ登録者に通知することなく当該マイレージ登録を抹消します。この場合において、ポイント及び還元額も消滅します。</p>	
<p>(マイレージ登録の通知等)</p> <p>第8条 1～5 略</p> <p>6 五会社は、前項による照会を受けたときは、マイレージ ID 及びパスワードを、照会方法に応じて次表に掲げる方法により通知します。</p>	<p>(マイレージ登録の通知等)</p> <p>第8条 1～5 略</p> <p>6 五会社は、前項による照会を受けたときは、マイレージ ID 及びパスワードを、照会方法に応じて次表に掲げる方法により通知します。</p>	

旧 (H26. 4. 1)		新 (H27. 3. 3)		備考																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>照会方法</th> <th>通知方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターネット</td> <td>マイレージ登録されている電子メールアドレスへのメール送信。</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>マイレージ登録されている住所への書面の送付。ただし、マイレージ ID のみの照会の場合は、電話で口頭により通知できるものとします。</td> </tr> <tr> <td>書面</td> <td>マイレージ登録されている住所への書面の送付。</td> </tr> </tbody> </table>		照会方法	通知方法	インターネット	マイレージ登録されている電子メールアドレスへのメール送信。	電話	マイレージ登録されている住所への書面の送付。ただし、マイレージ ID のみの照会の場合は、電話で口頭により通知できるものとします。	書面	マイレージ登録されている住所への書面の送付。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>照会方法</th> <th>通知方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターネット</td> <td>マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信。</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>マイレージ登録されている住所への書面の送付。ただし、マイレージ ID のみの照会の場合は、電話で口頭により通知できるものとします。</td> </tr> <tr> <td>書面</td> <td>マイレージ登録されている住所への書面の送付。</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 五会社は、システム管理の必要から、マイレージ登録者のパスワードを変更することがあります。変更したパスワードは、マイレージ登録者に応じて次表に掲げる方法により通知します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>マイレージ登録者</th> <th>通知方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子メールアドレスをマイレージ登録しているマイレージ登録者</td> <td>電子メール</td> </tr> <tr> <td>上記登録者のうち、五会社が電子メールを送信できなかったマイレージ登録者</td> <td>郵送</td> </tr> <tr> <td>電子メールアドレスをマイレージ登録していないマイレージ登録者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		照会方法	通知方法	インターネット	マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信。	電話	マイレージ登録されている住所への書面の送付。ただし、マイレージ ID のみの照会の場合は、電話で口頭により通知できるものとします。	書面	マイレージ登録されている住所への書面の送付。	マイレージ登録者	通知方法	電子メールアドレスをマイレージ登録しているマイレージ登録者	電子メール	上記登録者のうち、五会社が電子メールを送信できなかったマイレージ登録者	郵送	電子メールアドレスをマイレージ登録していないマイレージ登録者		
照会方法	通知方法																											
インターネット	マイレージ登録されている電子メールアドレスへのメール送信。																											
電話	マイレージ登録されている住所への書面の送付。ただし、マイレージ ID のみの照会の場合は、電話で口頭により通知できるものとします。																											
書面	マイレージ登録されている住所への書面の送付。																											
照会方法	通知方法																											
インターネット	マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信。																											
電話	マイレージ登録されている住所への書面の送付。ただし、マイレージ ID のみの照会の場合は、電話で口頭により通知できるものとします。																											
書面	マイレージ登録されている住所への書面の送付。																											
マイレージ登録者	通知方法																											
電子メールアドレスをマイレージ登録しているマイレージ登録者	電子メール																											
上記登録者のうち、五会社が電子メールを送信できなかったマイレージ登録者	郵送																											
電子メールアドレスをマイレージ登録していないマイレージ登録者																												
<p>(ETC マイレージサービスに係る通信費用等)</p> <p>第23条 ETC マイレージサービスに係るマイレージ登録申込者又はマイレージ登録者からの通信費用及び郵送費用は、自己負担となります。</p>		<p>(ETC マイレージサービスに係る通信費用等)</p> <p>第23条 ETC マイレージサービスに係るマイレージ登録申込者又はマイレージ登録者からの通信費用及び郵送費用並びに電子メールを受信するための通信費用は、自己負担となります。</p>																										
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この規約は、平成26年4月1日から実施します。</p>		<p>附 則 (実施期日)</p> <p>1 この規約は、平成27年3月3日から実施します。</p>																										